

# 保健福祉だより

## 3月

### ◎事業日程

日	曜日	事業名	対象	会場
1	水	機能訓練 (後遺症者の集い)	脳卒中及び そのほかの後遺症者	
2	木	予防接種「三種混合」① 3回継続します。 午後1時30分から	一期待回：生後3ヶ月から7 歳6ヶ月 二期追加：初回接種(3回)後 12ヶ月から18ヶ月	保健福祉 センター
7	火	定例健康相談会 午後1時30分から	一般住民	
15	水	機能訓練 (後遺症者の集い)	脳卒中及び そのほかの後遺症者	
17	金	成分献血(予約制です) 午前の部 午前9時30分から11時30分まで 午後の部 午後1時から午後4時まで (受付は、10分前までにきて下さい) 詳しくは次の記事をご覧ください。	月潟村 役場	
21	火	3歳児健診(内科・歯科) 午後1時30分	平成8年12月1日から 平成9年3月31日生まれの人	保健福祉 センター
28	火	予防接種「三種混合」② 午後1時30分から	一期追加：生後3ヶ月から7 歳6ヶ月 二期追加：初回接種(3回)後 12ヶ月から18ヶ月	保健福祉 センター

犬の引き取り日 16日(木)  
取り締まり日 10日(金)、24日(金)

### ♣クローバー教室

日	曜日	機能訓練内容	会場
7	火	組ひも・ちぎり絵	保健福祉センター
21	火	組ひも・ちぎり絵	時間 午後1時30分 ※バスを運行します。

### 成分献血のお知らせ

3月17日(金) 月潟村役場において献血バスによる成分献血を行います。

採血対象年齢について、血しょう成分献血は18歳から64歳までの方(60歳から64歳の間に採血されたことのある方は69歳までできます)。血小板成分献血は18歳から54歳までの方となります。

今回の献血は予約制になっておりますので、希望される方は、3月3日(金)までに役場住民課・保健福祉係へご希望の時間帯を予約して下さい。

成分献血の時間は、次のとおりです。

- 午前9時30分～10時30分 ↓4名
- 午前10時30分～11時30分 ↓4名
- 午後1時～2時 ↓4名
- 午後2時～3時 ↓4名
- 午後3時～4時 ↓4名

(成分献血は、採血時間が45分から60分かかるため、1時間に4名ずつしか献血することができません。)

皆様のあたご協力をお待ちしております。

## 幼児医療費助成事業変更のお知らせ

今まで行ってきた幼児医療費の助成事業の一部を平成12年4月1日から変更します。

### ▼変更点

▽「償還払い」から「現物給付」へ  
今までは、病院等から請求があった時、いったん全額を支払い、その後月潟村役場へ申請をしていただきました(以上が償還払い)が平成12年4月1日からは、あらかじめ助成される額を控除された額が請求されます(現物給付)。

なお、これまで通り償還払いの方法も継続します。

### ▽所得制限の撤廃

幼児医療費助成の申請をされても所得の多い人は助成されませんでした。平成12年4月1日からは所得に関係なく助成されます。

## 【幼児医療費助成事業】

◎対象となる幼児  
満1歳に達した日の翌月の初日から満3歳に達した日の属する月末まで。

### ※対象除外者

- 生活保護法で保護を受けている世帯の幼児の保護者。
  - 重度身体障害児医療費助成で助成を受けている幼児の保護者。
  - ひとり親家庭の医療費助成を受けている幼児の保護者。
- ◎助成対象期間  
対象幼児が入院した日から退院した日までとする。

### ◎助成の範囲

医療費から自己負担金を控除した額。

## 【申請の手続き】

平成9年4月1日から平成11年3月31日までに生まれた幼児の保護者の方は、左記のとおり申請して下さい。

記

- ◎申請に必要なもの  
印鑑、保険証
- ◎申請する場所  
月潟村役場 住民課

### 年金コーナー

#### 国民年金の届出は忘れずに!

国民年金は、職業などにより次の3種類の種別に分かれています。

- ・第一号被保険者  
自営業者とその配偶者、学生等
- ・第二号被保険者  
厚生年金・共済組合の加入者
- ・第三号被保険者  
第二号被保険者に扶養されている配偶者

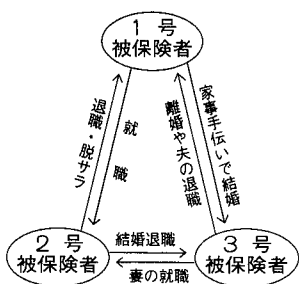
就職・転職・退職や結婚などで国民年金の加入種別が変わったときは、そのつど国民年金の届出が必要です。

うっかり届出を忘れていたりすると、将来の年金が減額されたり、もらえなくなったりする場合があります。

確実な届出はあなたの年金を守ります。

春は異動の季節です。忙しくても届出は忘れずに!

#### ☆被保険者種別変更の例☆



確定申告のとき  
納めた国民年金保険料は忘れずに申告しましょう

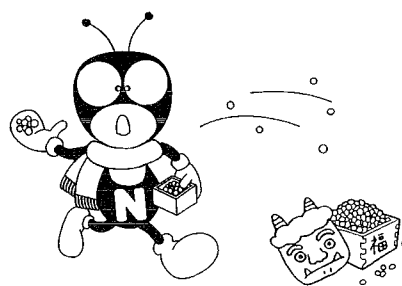
税金の確定申告のときには、国民年金保険料の「社会保険料控除」の申告をお忘れなく。

国民年金保険料は、全額が所得税や市町村民税の「社会保険料控除」の対象になりますので、民間の生命保険や個人年金に比べ税制上優遇されています。

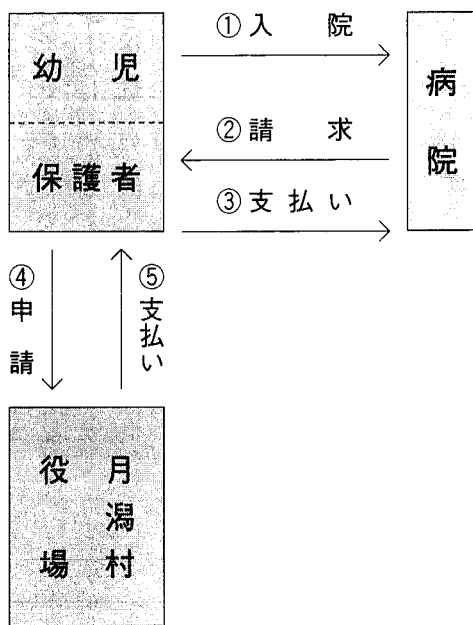
平成11年中に納めた保険料で、本人分として納めた保険料はもちろんのこと、家族の分として納めた保険料や、未納保険料・追納保険料として納めた保険料すべてが対象となります。

納めた金額は、お手元の領収書により確認してください。

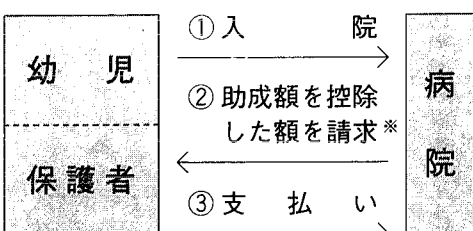
領収書の紛失などで、納めた金額が確認できない場合は役場の国民年金担当(住民課住民係)や、社会保険事務所に相談ください。



### 従来の制度



### 平成12年4月1日から



※ただし、事前に役場へ申請していること。  
乳児医療と同様に幼児医療費受給者証が必要となります。